

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総
理大臣及び総務大臣が定める事務を定める件

(平成二十八年三月十八日)

(総務省告示第七十三号)

改正 平成二九年 三月一〇日総務省告示第 八一号

同 二九年 八月二五日同 第二五二号

令和 三年 八月二七日同 第三〇〇号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二
十六年政令第百五十五号)第十八条第二項第一号の規定に基づき、国民の利便性の向上に資
するものとして総務大臣が定める事務を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第
十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大
臣及び総務大臣が定める事務を定める件

(令三総省告三〇〇・改称)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八
条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして内閣総理大臣及び総務
大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる者が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

事務実施者	事務
行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）	行政機関に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	行政機関が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）	独立行政法人等に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	独立行政法人等が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
地方公共団体情報システム機構（以下「機	機構に使用される事務所等の入退館及び入退

構」という。)	室の管理に係る事務 機構が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務
---------	---

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年三月一〇日総務省告示第八一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年八月二五日総務省告示第二五二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年八月二七日総務省告示第三〇〇号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。